

2018年10月

販売店様各位

日本医用光学機器工業会
眼鏡部会会長 常川 彰

J I S改訂に伴うメガネレンズの路上使用での規制追加に関するご説明対応のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日本医用光学機器工業会(以下、日医光)の事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびメガネレンズに関する日本工業規格(JIS)のうち、JIS T7331およびT7333が2018年10月1日付けで改訂されました。官報掲載は10月3日となります。

特にT7333での改訂内容には「路上使用での規制追加」がございますので、対象となるレンズをご販売いただく際には、販売店様からお客さまへ下記の規制追加内容を事前にご説明・ご対応をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、日医光眼鏡部会といたしましては改訂内容を重視し、眼鏡使用者のより一層の安全を確保するために、レンズの取扱説明書及びレンズ包装袋の表示等に反映するよう周知を図ってまいりますので、あわせてご連絡申し上げます。

敬具

記

路上使用での規制追加 (下記 _____ 線部分)

【改訂前】

- ① 視感透過率8%以下のレンズ：運転における使用の禁止
- ② 視感透過率75%未満のレンズ：薄暮又は夜間運転時の使用禁止

【改訂後】

- ① 視感透過率8%以下のレンズ：運転用又は路上での使用の禁止
- ② 視感透過率75%未満のレンズ：薄暮又は夜間時における運転用又は路上での使用の禁止

*上記の規定により、運転者だけではなく、路上歩行時におけるすべての眼鏡レンズ装用者も対象になりました。

※販売店様におけるお客様へのご説明例

- ① 濃度おおよそ92%以上のレンズでは、昼間でも光量不足で視力が低下する場合があります。大変危険ですので運転及び路上での歩行時には使用しないでください。
- ③ 夜間・夕暮れ時は、濃度おおよそ25%を超えるレンズでは、光量不足で視力が低下する場合があります。大変危険ですので運転及び路上での歩行時には使用しないでください。

※取扱説明書への反映・レンズ袋への印字開始時期等は、各メーカーより順次ご案内申し上げます。

なお、この通知は眼鏡関係団体・レンズメーカー等から重複して配布される場合がありますので、ご了承ください。

以上